

5 ひとり親家庭への支援

児童扶養手当

子ども子育て課子ども子育て担当[18番]

☎23-6111 (内2180)

父母の離婚などで、父または母と生計を同じくしていない児童が育成される家庭生活の安定と自立促進を図るために扶養手当を支給します。

【対象】 ひとり親家庭の児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある方、または、20歳未満で一定の障がい状態にある方）を養育する父母、または養育者（祖父母など）

【支給額】
※平成31年4月から

こどもが1人の場合	(全部支給)	42,910円
	(一部支給)	10,120～42,900円
こども2人目の加算額	(全部支給)	10,140円
	(一部支給)	5,070～10,130円
こども3人目以降の加算額（1人につき）	(全部支給)	6,080円
	(一部支給)	3,040～6,070円

【その他】 支給額は国の制度に合わせ、変更となる場合があります。支給要件、所得条件などがありますので、詳細はお問合せください。

ひとり親家庭等医療費助成

子ども子育て課子ども子育て担当[18番]

☎23-6111 (内2180)

ひとり親家庭等の父または母と児童が病院で受診したときなどに、窓口で支払う保険診療の自己負担額及び初診料を助成します。

- 【対象】
- ①父または母に、現に扶養、または監護されている18歳未満の児童
 - ②父または母に、現に扶養されている18歳以上20歳未満の方
 - ③前記①及び②の児童などを扶養、または監護している方
 - ④両親の死亡、または行方不明などにより、現に他の家族に扶養されている18歳未満の児童



【その他】 支給要件、所得条件などがありますので、詳細はお問合せください。

遺児養育手当

子ども子育て課子ども子育て担当[18番]

☎23-6111 (内2180)

児童の健全な育成を図るため、父母またはいずれかと生計を同じくしていない義務教育終了前の児童（遺児）を養育している保護者に養育手当を支給します。

【対象】 根室市に住所を有し、遺児を養育している保護者
ただし、父母のいずれかと生計を同じくしていない遺児の保護者は、当該年度の市民税が非課税となっている場合に限る

【支給額】

- 父母と生計を同じくしていない場合
児童一人につき月額3,500円
- 父母のいずれかと生計を同じくしていない場合
児童一人につき月額1,500円

【その他】 支給要件、所得条件などがありますので、詳細はお問合せください。

育児用品給付券

こども子育て課こども子育て担当[18番]

☎23-6111 (内2180)

乳幼児を養育するひとり親家庭に紙おむつやおしりふきなどを購入できる育児用品券を交付します。

- 【対象】 根室市が発行する「児童扶養手当受給者証」を持ち、満3歳までの乳幼児を養育している家庭
- 【支給額】 乳幼児1人につき月額4,000円
- 【その他】 支給要件、所得条件などがありますので、詳細はお問合せください。



母子家庭等入学準備金

こども子育て課こども子育て担当[18番]

☎23-6111 (内2180)

高校、専門学校、短大、大学への入学準備のための資金を無利子で貸し付けします。



- 【対象】 母子家庭、父子家庭
- 【貸付額】
- 高校 100,000円以内
 - 専門学校、短大、大学 300,000円以内
- 【返済期間】 卒業後1年間据え置き、5年以内
- 【その他】 貸付要件がありますので、詳細はお問合せください。

母子父子寡婦福祉資金貸付金

根室振興局社会福祉課 [常盤町3-28]

☎23-6914

経済的自立を助け、扶養しているお子さんの福祉の増進を図るため、「修学資金」「就学支度資金」などの各種資金を低利、または無利子で貸し付けします。

- 【対象】 母子家庭、父子家庭、寡婦
- 【その他】 貸付要件などがありますので、詳細はお問合せください。

母子・父子自立支援

こども子育て課こども子育て担当[18番]

☎23-6111 (内2180)

離死別直後の精神的な安定を図り、経済上の問題やお子さんの就学などの生活上の問題についての相談・指導や、自立に必要な情報提供などの支援を行います。

- 【対象】 母子家庭、父子家庭、父母のいない児童を養育している家庭及び寡婦

交通・海難遺児入学祝金及び見舞金

こども子育て課こども子育て担当[18番]

☎23-6111 (内2180)

遺児の健全な育成を図るため、交通災害および海難による遺児を扶養している保護者に入学祝金または、見舞金を支給します。

- 【対象】 交通災害および海難による遺児を扶養している保護者
- 【支給額】
- 入学祝金
(小・中学校50,000円・高校70,000円)
 - 見舞金
(18歳未満の遺児1人につき年額10,000円)

